



平成24年10月20日

## 「労働者派遣法の改正」

平成24年10月1日より労働者派遣法改正法が施行されました。

労働者派遣法の正式名は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」から「**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律**」に改正され、法律の目的にも、派遣労働者の保護のための法律であることが明記されました。

今回の改正は、派遣労働者の保護と雇用の安定を図るために、派遣元会社・派遣先事業所に新たな義務が課されています。

### ★ 改正法の概要は ★

#### I 事業に関すること

- ・日雇派遣が原則禁止になります。
- ・グループ企業派遣が8割以下に制限されます。
- ・離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することが禁止されます。
- ・マージン率などの情報提供が義務化されます。

#### II 労働者の待遇に関すること

- ・待遇に関する事項などの説明が義務化されます。
- ・派遣先の社員との均衡に向けた配慮が義務化されます。
- ・派遣労働者への派遣料金の明示が義務化されます。
- ・無期雇用への転換推進措置が努力義務化されます。

※今回の改正では、「登録型派遣の在り方」、「製造業務派遣の在り方」、「特定労働者派遣事業の在り方」は検討事項となりました。

改正の大きなポイントは「**日雇派遣の原則禁止**」ですが、例外があります。

#### ★業務としての例外

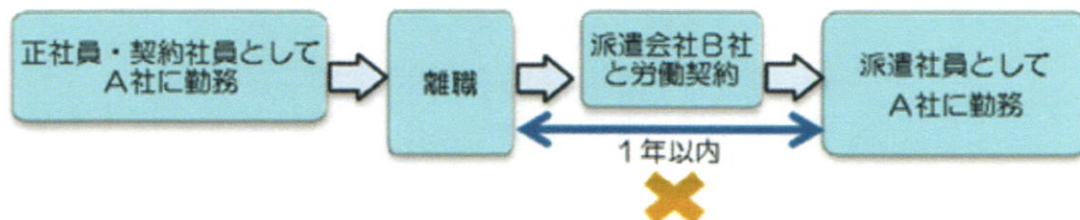
- |                       |             |       |                |
|-----------------------|-------------|-------|----------------|
| ・ソフトウェア開発             | ・調査         | ・研究開発 | ・事業の実施体制の企画・立案 |
| ・機械設計                 | ・財務処理       |       | ・書籍等の制作・編集     |
| ・事務用機器操作              | ・取引文書作成     |       | ・広告デザイン        |
| ・通訳、翻訳、速記             | ・デモンストレーション |       | ・OAインストラクション   |
| ・秘書                   | ・受付・案内      |       | ・ファイリング        |
| ・セールスエンジニアの営業、金融商品の営業 |             |       |                |

#### ★人としての例外

1. 60歳以上の人
2. 雇用保険の適用を受けない学生
3. 副業として日雇派遣に従事する人(生業収入が500万円以上)
4. 主たる生計者でない人(世帯収入が500万円以上の場合に限る)

それでは、**派遣先となる会社への改正点** は、

①離職後1年以内の元従業員を派遣労働者として受け入れることの禁止、該当する場合には派遣会社へ通知



※60歳以上の定年退職者は禁止対象から除外 ※禁止対象範囲は事業者単位

②派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置

- ・派遣労働者の新たな就業機会の確保
- ・休業手当などの支払いに要する費用の負担などの措置をとることが、派遣先の義務となります。

③均衡待遇の確保に向けた派遣元事業主への協力

- ・派遣会社に対し、必要な情報を提供するなどの協力が求められます。

派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合に、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申し込みをしたものとみなす「**労働契約申込みみなし制度**」は、平成27年10月1日からの施行となりました。